

12、発展問題3「確認の利益(2)：敷金返還請求権」ランク：A

1、裁判所は、本件 X から Y に対して提起された、保証金返還請求権確認訴訟(以下、「本件訴え」という。)を適法と認めることができる。以下、理由を述べる。

2、本件訴えは、確認訴訟である。確認訴訟は理論上対象が無限定であることから、その全について訴え提起を認めると訴訟不経済を招く。そのため、確認の訴えにおける訴えの利益は厳格に考える。具体的には、①対象選択の適否②方法選択の適否③即時確定の利益を考慮して判断する。

(1)本件では、①の対象選択の適否が問題となる。対象選択の適否とは、自己の、現在の法律関係の、積極確認をいう。現在性が要求されるのは、将来における法律関係を確認したとしても、裁判所が判決を下す際に予測した事実関係と、実際に生じた事実関係と齟齬があった場合には、かかる訴訟が無駄になるおそれがあるためである。

(2)本件訴えにおける X の主張は、X が Y に差し入れた保証金は、いわゆる敷金であり、X は Y に対しその返還請求権を有するという主張である。敷金返還請求権は、賃貸借終了後、建物明渡しが行われた時において、それまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除し、その残額の返還を求めることができる権利である。そのため、敷金返還請求権は賃貸借目的物が明け渡された時点で発生する。そうだとすれば、敷金返還請求権の確認を求める訴えは、未だ発生していない債権の確認を求める訴えであり、将来の法律関係の確認を求める訴えとして、対象選択としての適切さを欠くと思われる。

しかし、敷金返還請求権を、敷金から被担保債権額を控除し、なお残額があることを条件として発生する権利と考えれば、現在における条件付きの権利であるといえる。また、本件では返還における具体的な額ではなく、そもそも Y が敷金の差し入れの有無自体を争っているため、現時点での訴訟提起を認めることが、確認訴訟のもつ紛争解決機能に資する。

(3)以上より、本件訴えは対象選択の適切さを欠くことはない。

3、よって、裁判所は本件訴えを適法と認めることができる。

以上

13、基本問題 10「当事者適格(紛争管理権)」ランク：C

- 1、裁判所は、X会の当事者適格を認めることができる。以下、理由を述べる。
- 2、まず前提として、X会は法人格を有していないが、代表の選出方法や会の意思決定方法、会費の管理方法が定められていることから、一組織として独立的に社会的・経済的活動を行っているといえ、民事訴訟法(以下、法令名略)29条の「社団」に該当する。したがって、X会に当事者能力は認められる。
- 3、本件では、X会はYに対し、環境権に基づく火力発電所の差止と埋立地域の原状回復を求めている。

環境権とは、個人が独占的に享受する権利ではなく、環境を共有する集団全体に帰属する権利である。そのため、実体法上、いかなる範囲の者が環境権の権利主体となるかが不明確であり、実体法上の管理処分権を基準として定まる当事者適格が誰に認められるかが問題となる。

(1)環境権を当該環境を共有する集団が総有している権利と考えるのであれば、環境権に基づく訴訟は、ある一定の集団が原告または被告とならなければ当事者適格が認められない、固有必要的共同訴訟(40条)となる。しかし、これでは現実的な提訴可能性がなく、妥当ではない。

次に、訴訟提起前の紛争交渉過程で紛争原因の除去に重大な役割を継続的に果たしていた者に当事者適格を認める、紛争管理権論によることが考えられる。もっとも、かかる理論は法律上の根拠を欠き、その要件も不明確であることから、訴訟の複雑化を招く可能性があり、妥当ではない。

そこで、ある者に環境権に基づく訴訟を提起する当事者適格を基礎づけるために、環境権を享受する住民等からの授権を得ているとみて、任意的訴訟担当によることが考えられる。任意的訴訟担当が認められるには、①弁護士代理の原則(54条1項)の潜脱にならず、かつ②任意的訴訟担当を認める合理的必要性があることが要求される。

(2)本件におけるX会は、Yによる火力発電所の設置前から、反対派の住民と共にYとの話し合いを継続していた。そのため、以前から紛争の管理において重大な役割を果たしており、X会は本件紛争に最も強い利害関係を有している者といえる。そのため、X会による訴訟追行を認めたとしても、無関係な者に対する訴訟信託のおそれはなく、弁護士代理の原則の潜脱にはならない(①充足)。

また、X会に対し原告適格を認めない場合は、火力発電所の稼働により環境権を害されている周辺住民等は、権利実現のための手段を実質的に失うことになる。そのため、X会による任意的訴訟担当を認める合理的必要性がある(②充足)。

(3)以上より、X会は任意的訴訟担当として、原告適格が認められる。

- 4、よって、裁判所はX会の当事者適格を認めることができる。

以上